

最近公布した条例のあらまし

公布日 令和4年3月22日

厚木市環境教育等推進協議会条例	環境政策課
<ol style="list-style-type: none">1 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、厚木市環境教育等推進協議会（以下「協議会」という。）を設置することとした（第1条関係）。2 協議会は、次に掲げる事項について協議及び調整を行うこととした（第2条関係）。<ol style="list-style-type: none">(1) 法第8条第1項に規定する行動計画（以下「行動計画」という。）の作成又は変更に関する事項(2) 行動計画の実施に関する事項(3) その他市長が必要と認める事項3 協議会の委員は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命することとした（第3条関係）。<ol style="list-style-type: none">(1) 公募による市民(2) 関係団体の代表(3) 学校教育及び社会教育の関係者(4) 学識経験者(5) 市職員4 委員について、次のとおり定めることとした（第4条関係）。<ol style="list-style-type: none">(1) 委員の任期は、2年とすることとした。(2) 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすることとした。(3) 委員は、再任されることができるとした。5 臨時委員について、次のとおり定めることとした（第5条関係）。<ol style="list-style-type: none">(1) 協議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができることとした。(2) 臨時委員は、市長が委嘱し、特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとするとしてした。6 会長等について、次のとおり定めることとした（第6条関係）。<ol style="list-style-type: none">(1) 協議会に会長を置き、委員の互選により定めることとした。(2) 会長は、会務を総理し、会議の議長となることとした。(3) 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理することとした。7 会議について、次のとおり定めることとした（第7条関係）。<ol style="list-style-type: none">(1) 協議会の会議は、会長が招集し、委員（議案に関係のある臨時委員を含む。(2)において同じ。）の半数以上が出席しなければ開くことができないこととした。(2) 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとした。8 部会について、次のとおり定めることとした（第8条関係）。<ol style="list-style-type: none">(1) 協議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができることとした。(2) 部会は、会長が指名する委員又は臨時委員をもって組織することとした。	

<p>(3) 部会に部会長を置き、会長が指名することとした。</p> <p>(4) 部会長は、当該部会の事務を掌理し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理することとした。</p> <p>(5) 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができることとした。</p> <p>(6) 第7条の規定は、部会について準用することとした。</p> <p>9 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し必要な資料の提出を求めることができることとした（第9条関係）。</p> <p>10 委員（臨時委員を含む。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととし、その職を退いた後も、同様とすることとした（第10条関係）。</p> <p>11 協議会の庶務は、環境教育主管課で処理することとした（第11条関係）。</p> <p>12 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定めることとした（第12条関係）。</p> <p>13 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。</p> <p>14 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例について、附属機関の委員に係る規定を加えるための改正を行うこととした。</p>	
<p>厚木市学校施設整備基金条例</p>	<p>教育総務課</p>
<p>1 市立の学校施設の整備に要する経費に充てるための基金を設置することとした（第1条関係）。</p> <p>2 毎年度基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めた額とすることとした（第2条関係）。</p> <p>3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととし、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることとした（第3条関係）。</p> <p>4 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする事とした（第4条関係）。</p> <p>5 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした（第5条関係）。</p> <p>6 基金は、学校施設の整備に必要な経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができることとした（第6条関係）。</p> <p>7 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定めることとした（第7条関係）。</p> <p>8 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。</p>	
<p>厚木市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>職員課</p>
<p>1 現下の社会経済情勢に鑑み、職員給与を減額するため、所要の措置を講ずることとした（附則第15項関係）。</p> <p>2 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。</p>	
<p>厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>職員課 病院総務課</p>
<p>1 現下の社会経済情勢に鑑み、常勤特別職職員の給料の額を減額するため、次に掲げる条例について所要の措置を講ずることとした。</p> <p>(1) 厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例（第1条関係）</p> <p>(2) 厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（第2条関係）</p>	

2 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。	
厚木市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	職員課
1 非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和するほか、所要の措置を講ずることとした（第2条関係、第23条関係、第27条関係、第28条関係及び第29条関係）。	
2 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。	
厚木市国民健康保険条例の一部を改正する条例	国保年金課
1 国民健康保険法等の一部改正に伴い、未就学児に係る国民健康保険料の均等割額を減額するほか、所要の措置を講ずることとした（第11条の3関係、第15条の5の2関係、第15条の7の2関係、第15条の7の11関係、第19条関係及び第19条の3関係）。	
2 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。	
3 この条例による改正後の第19条の3の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度までの年度分の保険料については、なお従前の例によることとした。	
厚木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例	消防総務課
1 消防団員の処遇改善の一環として、報酬の額等を改めるほか、所要の措置を講ずることとした（第8条関係、第12条関係、第13条関係、別表第1関係及び別表第2関係）。	
2 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。	
厚木市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	消防総務課
1 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正に伴い、損害補償を受ける権利について所要の措置を講ずることとした（第3条関係）。	
2 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。	
3 この条例の施行の際、現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができることとした。	